

実施	2013年10月
ヒアリング対象国	タイ

## タイの現状

タイ王国はヒアリング調査・意見交換を行った3ヶ国中で最も親日的な国との印象を受けた。バンコクでは日本食が流行っており、日本食レストランが町中に点在する。コンテンツ産業に関しては映画市場が近年継続的に拡大傾向にあり、興業収入の比率を見る上ではハリウッド映画等の外国作品が現地の作品より人気を博している。<sup>1</sup>その一方、デジタル配信の普及に伴い拡大を続ける音楽市場では、70%以上を自国作品が占めており外国作品の需要は比較的少ない。<sup>2</sup>

日本コンテンツに関してはアニメーションやマンガが普及しており、「ガンダム」が日本のアニメだとの認識が無く、視聴されているとの例がヒアリング調査で挙げられ、日本の週刊少年マンガ雑誌もタイ語に訳され販売されていたりする。また、コスプレ文化もタイでは浸透しており、大規模なコスプレイベントがバンコク等の大都市で開催されると共に、コスプレの雑誌が現地で出版されている。

## ヒアリング調査訪問先リスト

### ■タイ商務省知的財産局 (DIP) [政府機関]

1992年に設立された商務省管轄の政府機関、知的財産の推進、啓蒙、そして保護を業務とする。主な活動内容は特許法（発明特許、発明小特許、意匠を含む）、商標法、著作権法及びその他の関連法律の行使、知的財産の保護のためのシステム開発、及び知的財産に関する他国組織との連携及び協力関係の構築。<sup>3</sup>

### ■タイ国家警察庁経済犯罪部(ECD) [政府機関]

1987年に警察庁によって知財侵害を含む経済犯罪に対応するために設置された特別組織。この部署は警察の中央捜査局に属し、1991年にECID (The Economic Crime Investigation Division) と名付けられた。2005年6月に組織が改変され、インターネット犯罪の対応が業務内容に組み込まれる事でECD(Economic and Cyber Crime Division)となった。<sup>4</sup>

### ■MPA-Thailand [関連団体]

アメリカ映画協会 (MPAA) の海外代理団体であるモーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)によって1997年に設立された映画協会。主な業務内容はアメリカ映画協会のメンバー社であるハリウッドメジャースタジオ6社のコンテンツ保護を目的とした、侵害対策、著作権啓発活動、そして法整備に向けた政府への働きかけ等。<sup>5</sup>

### ■タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 (TECA) [関連団体]

2002年に設立された現地の音楽権利団体。会員は国内外の音楽エンターテイメント企業12社から組成され、それら企業の著作権や著作隣接権を保護する為の侵害対策、消費者への啓発活動、そして法整備に向けた政府機関への協力や働きかけを中心に活動している。なお、TECAは国際レコード産業連盟(IFPI)の加盟団体でもある。

### ■タイ映画協会連盟 (FNFAT) [関連団体]

1990年に設立された国内制作映画の業界団体。タイ映画業界の発展と維持を図る中枢機関として、タイ映画業界を支援・促進し、発展させるため、業界の代表として諸官庁や民間組織に対応したり調整を行ったりすることを業務としている。<sup>6</sup>

1 JETROタイのコンテンツ市場調査 (2013年) P3

2 JETROタイのコンテンツ市場調査 (2013年) P36

3 <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/thailand1.pdf> P36

4 <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/thailand1.pdf> P39  
[https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest\\_08/](https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_08/)

5 [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kaizokuban/pdf/24\\_tai\\_singai\\_handbook\\_ver2.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kaizokuban/pdf/24_tai_singai_handbook_ver2.pdf) P16

6 <http://unijapan.org/co-production/oversea/thailand/support02.html>

### ■ Intellectual Property Association of Thailand (IPAT) [関連団体]

1972年に「Trademark, Patent and Copyright Association of Thailand」として設立された知財関係者の団体。1995年に現在の団体名称に変更された。主な活動は知財に関する研究、知財関連情報の会員への提供、法整備や運営に関する政府機関との交渉等。<sup>7</sup>

### ■ GMM Grammy [関連企業]

1983年に設立されたタイ最大規模の音楽・映像ソフト制作会社。映画、テレビ番組、そして音楽制作以外にも、ライブコンサートの主催やプロモーションを手掛ける等、幅広くメディア・エンターテインメント事業を展開している。売り上げシェアでタイの音楽市場の約3分の1を席巻しており、2012年には有料テVサービス「GMM Z」の開始と共に有料放送事業へも参入し、シェアを伸ばしている。<sup>8</sup>

### ■ True Visions [関連企業]

1998年に設立されたタイ最大の有料TV サービス提供事業者。通信大手TRUE CORPORATION の子会社で、2013年2月現在136の衛星やケーブル放送局を所有している。2012年にGMMグラミーがペイTV事業に参入する以前は市場をほぼ独占していた。<sup>9</sup>

---

7 <http://www.ipat.or.th/>  
[http://www.jpaa.or.jp/about\\_us/organization/affiliation/kokusai/gaikokujouhou/report/asia/pdf/thailand.pdf](http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/kokusai/gaikokujouhou/report/asia/pdf/thailand.pdf)

8 [http://www.gmmgrammy.com/en/our\\_company.html](http://www.gmmgrammy.com/en/our_company.html)  
<http://www.bloomberg.co.jp/apps/quote?T=jp09/quote.wm&ticker=GRAMMY-R:TB>  
JETROタイのコンテンツ市場調査（2013年） P37

9 JETROタイのコンテンツ市場調査（2013年） P21-22  
<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1014091/g-ict.soumu.go.jp/country/thailand/pdf/all.pdf> P8

## 侵害の実情

バンコク等の大都市ではインターネットやスマートフォンの通信環境が発達しており、オンライン侵害問題が増加している。侵害の形態はBitTorrentなどを介してのファイル共有、YouTubeや国内の動画投稿サイトへの違法投稿、そしてソーシャルネットワークサイトと海外のオンラインストレージサービスを悪用しての侵害ファイルの違法頒布等がある。また、侵害映像ファイルの視聴を目的として提供されているiTunesアプリもタイでは問題化しており、それらアプリにはハリウッド映画、韓流ドラマ、そして日本のアニメーション等、それぞれの侵害コンテンツのジャンルに特化してストリーミング映像を受信する悪質アプリが存在し、それらは米ドル換算6.99ドルでiTunes Storeで販売されている。

オンライン侵害の増加に伴い、フィジカル侵害は減少傾向にあるとの話が現地関係者との意見交換の場で多数出たが、まだ膨大な量の海賊版DVDがタイでは販売され、市場に出回っている海賊版の80%が国内で製造されているとの見解を映画の現地ライセンサーは持っている。特にハリウッドの映画やドラマ作品は海賊版DVDによる侵害の被害にあっており、2014年スペシャル 301条報告書でタイは優先監視国に指定されている。

## 海賊版市場の調査

タイでは大都市や観光地に多くの海賊版市場が存在し、その現状はアメリカ合衆国通商代表部（IIPA）が2010年から不定期発表する「知的財産権侵害市場（Notorious Markets）についての報告書」の最新版（2014年2月12日公表）でも指摘されている。この度のバンコク訪問ではパッポン通り地区とマークロウン（MBK）センターにある海賊版市場を調査した。パッポン通り地区は観光客相手の露店が立ち並ぶ繁華街で、隣接するタニヤ通りが日本人街である事から、この市場ではテレビドラマを中心に日本コンテンツの海賊版を販売する露店が存在した。その一方で、正規店舗も営業している巨大ショッピングセンターMBKにも海賊版販売店は存在するが、それらで販売されている日本コンテンツはパッポン地区の場合に比べ比較的少ない。

パッポン地区：海賊版1枚  
80THB<日本円で約240円相当>

MBK：海賊版1枚  
100THB<日本円で約300円相当>



パッポン地区

タイの現行著作権法は「著作権法 B.E.2537 (1994年)」であり、著作権の保護期間は基本的に著者の存命中及び没後50年となり、実演家の隣接件は、著作物が初めて演奏された、もしくは記録媒体に記録された年の最終日から50年存続する。

現行著作権法では著作権侵害罪は親告罪と定められており、著作権侵害の罰則は、侵害行為が営利目的で行われた場合は6カ月以上4年以下の懲役もしくは10万バーツ以上80万バーツ以下の罰金、又はこれらの併科、そして非営利目的で行われた場合は、2万バーツ以上20万バーツ以下の罰金と規定されている。また、侵害物の頒布のみに対しても別途罰則が設けられており、営利目的で行われた場合は3カ月以上2年以下の懲役もしくは5万バーツ以上40万バーツ以下の罰金、又はこれらの併科、そして非営利目的で行われた場合は、1万バーツ以上10万バーツ以下の罰金となる。ただし、初犯の場合はほとんどの判決に執行猶予が付き、罰金に関しても罪を認めると半減になる制度があるとの情報をヒアリング調査で得た。

現行著作権法はインターネット普及以前に制定されたので、オンライン侵害対策には対応しておらず、日本のプロバイダ責任制限法等の法律もタイには存在しない。このような状況の中、オンライン侵害はプロバイダと覚書を結ぶ事で対処されている。この方法でMPA-Thailandやタイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 (TECA)等の現地の権利者団体、そしてGMM GrammyやTrue Visions等の権利者は独自に侵害ファイルを監視し、プロバイダへ削除要請通知を送ることで侵害ファイルを削除している。

サイトブロッキングに関しては、王室や政府の批判に対してのみ情報技術・通信省 (ICT) によって実施されているが、著作権侵害はこの措置の対象となっていないので、現地の権利者団体は著作権保護を目的としたサイトブロッキングの導入をタイ国家放送通信委員会(NBTC)へ働きかけている。特に悪質な侵害サイトに関してはタイ王国国家警察庁の経済犯罪取締部 (ECD) が検挙しているが、同取締り機関はまだオンライン侵害対処への体制整備の途中にある。

フィジカル侵害の対応に関しては、ECDは積極的に摘発を行っており、バンコクでは80人の知財侵害を含む経済犯罪に捜査員が配置されているとの説明をECDへの訪問時に受けた。また、同機関は知財侵害対応を目的として設立された国家制御センターの事務局も担っている。

タイ政府もタイ商務省知的財産局 (DIP) を中心に知財侵害対策に力を入れており、首相を委員長に配し、知財関連各省の大臣が委員を務める「知的財産権政策委員会」が2011年に発足し、この委員会に属する知的財産権侵害行為防止撲滅小委員会の実務部隊として、知的財産権侵害防止撲滅実務部隊ナショナルセンター (NICE) が2013年の世界知的所有権の日 (4月26日) に設置された。NICEは運営母体であるDIPを始め、ECD、情報技術・通信省 (ICT)、国税局 (MOF) 等、25の政府機関から選出されたメンバーで構成されており、発足から約半年で著作権侵害関連4件を含む43件の知財侵害摘発を行った。なお、海賊版市場が点在するバンコクでも摘発を恐れ、侵害DVDがパッケージングされている海賊版を陳列せず、オーダー用にクリアファイルフォルダーにまとめられたジャケットのコピーのみを客に提示する店舗も多い。

タイ政府は著作権法改正に向け、長年検討を重ねている。改正法案には盗撮防止や技術的保護手段に関する条項等が盛り込まれる予定で、改正後の著作権法はWIPO条約の要件を満たすとの説明をDIPから受けた。また、2014年スペシャル301条報告書によると、改正法案にはプロバイダ責任制限法に相当する条項が盛り込まれているとの記述がある。しかし、条項では裁判所の指令によってのみ侵害ファイルが削除可能となり、これが現時点では権利者とプロバイダ間で覚書を交わす事で行われている自発的な侵害ファイルの削除対応の妨げになると報告書では指摘されている。<sup>10</sup>

10 2014 Special 301 Report on Copyright Protection and Enforcement, International Intellectual Property Alliance (IIPA) P72

## 現地への支援

著作権侵害対応の法整備が不十分な状況の中、タイでは政府機関、そして民間の権利者団体や権利者が積極的に協力して著作権保護活動を行っている。DIPは青少年への著作権啓発活動として「ウォーキングキャンペーン」を実施する一方、海賊版が多く出回る観光地のブーケットやパタヤでは「侵害物廃棄キャンペーン」をタイ王国国家警察庁（RTP）、タイ王国法務省の特別捜査局（DSI）、そして財務省の関税局等の政府機関や権利者団体の協力を得て行ってきた。

また、アセアン諸国が知財促進を目的として立てたアセアン知的財産行動計画2011-2015に従い、DIPは2014年度の「ASEANアニメーション・コンテスト2014」のホスト国として開催に向けた討議を重ねている。このコンテストでは「ASEANにおける著作権の意識」をテーマとしたアニメーションが募集され、入賞作品はASEAN地域での著作権啓発活動に利用される。賞受賞者への副賞の一つとして日本でのアニメ産業を体験する研修が用意される予定で、日本の文化庁はこの副賞をサポートする予定となっている。これは、日本のアニメ文化をタイで更に普及させ、現地の著作権の啓発活動に貢献する絶好の機会になると思われる。

著作権侵害対応に関して、ECDは日本の権利者と協力して現地での侵害者摘発に興味を示している。タイでは侵害者が逮捕された後、24時間以内での告訴状の提出が義務付けられている事から、日本の権利者による現地での刑事告訴はかなり困難ではあるが、現地での侵害者摘発への協力が可能となる体制を徐々に作ることが、日本コンテンツの保護、そして現地での著作権普及活動の支援に繋がると言える。

すでに韓国著作権委員会（KCC）はバンコクにオフィスを設置し、侵害対応に向けたECDやDSIとの関係構築を開始している。